

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(貸出し) 第4条 略 2 同時に貸出しを受けることができる図書の数、 <u>12冊以内</u> とし、貸出期間は、議員にあっては2週間 以内、県職員にあっては1週間以内とする。 3～5 略	(貸出し) 第4条 略 2 同時に貸出しを受けることができる図書の数、 <u>3冊以内</u> とし、貸出期間は、議員にあっては2週間 以内、県職員にあっては1週間以内とする。 3～5 略

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。